

鴨川市国民健康保険短期人間ドック利用助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第62号

鴨川市国民健康保険短期人間ドック利用助成要綱の一部を改正する告示

鴨川市国民健康保険短期人間ドック利用助成要綱（平成17年鴨川市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「3万円」を「2万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鴨川市国民健康保険短期人間ドック利用助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受検する短期人間ドックに係る助成について適用し、同日前に受検した短期人間ドックに係る助成については、なお従前の例による。